

仕様書

1 件名

SusHi Tech Tokyo 2024 ショーケースプログラム・シンボルプロムナード公園準備業務委託

2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会(以下「本委員会」という。)が指定する場所

4 目的

東京都では、東京から持続可能な新しい価値を海外に発信するブランドとして“Sustainable High City Tech Tokyo = SusHi Tech Tokyo”を立ち上げ、令和6年4月から5月にかけて SusHi Tech Tokyo 2024※1としてイベントを実施する。

本委員会では、SusHi Tech Tokyo 2024 を構成する1つのプログラム“ショーケースプログラム”の企画及び実施等に関する業務を担う。

本業務では、令和5年6月6日契約の「東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント実施運営計画策定及び一部準備業務委託」(以下「全体委託」という。)で策定の「ショーケースプログラム実施運営計画」(以下「実施運営計画 ver1.0」という。)等をもとに、ショーケースプログラムの会場の一つである、シンボルプロムナード公園会場※2で行うイベント・コンテンツに係る準備業務を行うことを目的とする。

※1：SusHi Tech Tokyo 2024

<https://www.sushi-tech-tokyo2024.metro.tokyo.lg.jp/>

※2：シンボルプロムナード公園会場

場所：シンボルプロムナード公園(江東区青海/有明)

期間：令和6年5月12日から26日まで

https://www.tptc.co.jp/park/01_04

5 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者の本委員会と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。

全体委託の受託者とも綿密に調整の上、作業を進めること。

- (2) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (3) 受託者は、本事業の実施に当たっては、「東京ベイ eSG プロジェクト」の主旨に鑑み、サステナビリティに配慮し、事業に伴い発生した廃棄物等は最大限リサイクルするなど、環境への負荷を最小限にしつつ、環境の改善に貢献するよう努めること。また、物品調達や電気の購入には東京都グリーン購入ガイド（令和5年度版）の基準を満たすこと。なお、プラスチック素材（塩ビ加工を含む）を使用したものを作成・使用する場合には、委託者と協議の上、決定すること。これらの現行基準を遵守しつつ、次世代のサステナブルシティの模範やモデルとなるような、先進的な環境負荷低減の取組を行うこと。

6 支払方法

支払いは、全ての業務の履行を確認後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括して行うこととする。

ただし、委託者との協議により、完了した業務について、分割して委託料を支払うことも可能とする。

7 委託内容

(1) 業務実施体制の整備

受託者は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するために必要な人員を確保し、委託者及び関係機関等と協議の上、業務体制を整えること。

- ① 業務全体の責任者及び担当者を配置すること。責任者は、委託業務に関して委託者への連絡、報告及び相談等を綿密に行い、業務全体の円滑な進行を図ること。
- ② 業務にあたる担当者は、本仕様書に定める業務内容を十分に理解し、実施するために必要な経験、実績、知識及び能力を有する者であること。
- ③ 体制を変更する必要性が生じた場合には、変更する1週間前に変更内容を記載した書面と代行する担当者を反映させた業務実施体制図をもって委託者に報告し、事前に承認を得ること。また、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないよう、前任者が十分な業務の引継ぎを行うこと。

(2) 本委託における業務実施計画書の作成

受託者は、委託者と協議の上、下記の事項等を記載した業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

① 業務実施体制図

上記(1)の実施体制に基づき、責任者及び担当者、連絡窓口を明示すること。

② 業務実施工程表

業務を実施するための、業務実施工程表（以下「工程表」と言う。）を作成し、委託者の承認を得ること。

（３）準備業務計画の作成

シンボルプロムナード公園でのイベント開催に向けて、造作物等の具体的な準備を進めるための準備業務計画を作成すること。準備業務計画には次の内容を含むこと。

なお、現状のゾーニングエリア及び実施運営計画 ver.1.0 を基に検討を進めた企画案については、別紙参考資料を参照し、各エリアの企画をふまえて計画を作成すること。作成における各工程において、委託者や全体委託の受託者と綿密に調整を行い進めること。コンテンツについては、全体委託で検討しているため、本委託では以下の項目を検討し、作成すること。

①モニュメント等造作物・会場装飾の設置場所

実施運営計画 ver.1.0 でシンボルプロムナード公園内を FOOD、PLAY、MARKET、MOBILITY のエリアに分けており、これらのエリア間を楽しく、効率的に周遊できるように、モニュメント等造作物や会場装飾のデザインや設置場所等を特定し明記すること。デザインや設置場所の特定に当たっては、参考資料を基に検討し、委託者の了解を得ること。なお、契約締結後に実施運営計画 ver.1.0 の更新を提供する可能性があるため、可能な範囲でその内容を反映させること。

②ステージイベント出演者との交渉・調整

参考資料及び別途委託者から契約締結後に提供する FOOD エリアに設置するステージイベントの出演者リストや MARKET エリアにおけるコンテンツの監修者案について、出演及び協力の交渉・調整を行うこと。公演は1回あたり30分程度を基本とし、最大で10時から18時までの各日を想定し、イベントスケジュールを組み、委託者の了解を得ること。

（４）準備業務計画に基づく準備

参考資料及び（３）で作成した準備業務計画に基づき、シンボルプロムナード公園でのイベント開催に向け、モニュメント等造作物・会場装飾に関して令和5年度中に、必要となる準備を以下のとおり進めること。なお、準備に係る費用は受託者負担とする。

①イベントに必要な素材・資材の調達

（３）の準備業務計画に基づき、イベントの実現に向けて、必要となる素材や資材を調達すること。

素材・資材については、準備業務計画でモニュメント等造作物・会場装飾等を具体化し、委託者の承認を得て必要なものを調達することとなるが、少なくとも下記項目の製作に必要な素材・資材については調達すること。

素材等の詳細については、委託者と十分に調整し、承認を受けること。アからエについては、2月末までに必要な素材・資材を調達すること。オについては、3月末までに調達及び製作まで実施すること。これらは、制作した場所から会場に運び入れることを想定している。

ア) 各エリアのエントランスモニュメント縦1m×横1m以上を予定(4件程度)
イ) エリアごとのアートオブジェ(コーナーサイン)など 縦1m×横1m以上を予定(10個程度)

ウ) オブジェ(エリア間に設置するモニュメント)縦1m×横1m以上を予定(10件以上)

エ) 廃材を活用し製作するアートベンチ 50脚程度を予定(1人掛け・複数人掛け両方を想定)

オ) 夢の大橋に掲出する装飾 最大で柱すべてに柱巻きを予定

②アート作品制作に必要な素材など調達した素材・資材を保管するため、80㎡以上、天井高4m以上で、屋内の保管場所を確保すること。保管場所は、10人程度で素材を使った制作作業を行う場合に備え、電気、水道、トイレ、流し台などを備えた場所にする。保管場所の賃借料や光熱水費が発生する場合はその支払いをすること。保管場所の管理は、受託者の責任において行うこと。

③上記②の保管場所に素材を運搬すること。それにかかる費用を支払うこと。3月末に委託者が指定する場所に納品すること。

(5) 進行管理

本委託の進行について、全体委託の事業者とも調整しながら進行管理を行うこと。

8 成果物

受託者は、以下に定める成果物について、電子データ及び書面により納入するとともに、対応する納品書を委託者に提出すること。

電子データについては、MicrosoftOffice2016に対応して作成すること。また、電子データに保護をかけないこと。書面については2部納品することとし、各成果物をA4両面カラー印刷することを原則とする。ただし、工程表等A4サイズでの出力に適さない書類については、この限りではない。

(1) 準備業務計画 令和6年2月9日

(2) 実績報告書 令和6年3月29日

調達物一覧も記載すること。

(3) 記録写真、キャプチャ画像のデータ等、次年度の委託業務に引継ぎを行うための各種書類 令和6年3月29日

※上記納入時期にかかわらず、委託者が報告を求めた場合は対応できるようにすること。

9 納入先

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内(1)電子データの提出は以下によること

ア 委託者の端末(OS:Windows)で表示可能なものとする

イ 電子データは、文章については、ワープロソフト(Microsoft社Wordシリーズ)、プレゼンテーション等については、スライドソフト(Microsoft社PowerPointシリーズ)、計算表等については、表計算ソフト(Microsoft社Excelシリーズ)で編集可能な形式とすることを基本とする。また、CADデータについては、フリーCADソフト(Jw_cad)により編集可能な形式とすることを基本とする。

ウ 格納媒体はUSBメモリー等とし、ファイル名に委託年度及び委託件名等を記載すること。

エ ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

(2) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

10 打合せ等

受託者は、委託者の求めに応じ適宜、報告、連絡及び打合せを行うこと。打合せの1営業日前にはアジェンダを、打合せの翌営業日には議事録を作成し、提出すること。

11 機密の保持

(1) 受託者は、本業務で得られたデータ等を目的外に使用してはならない。

(2) 受託者は、本業務で得た画像等の使用、保存処分等にあたっては、細心の注意をもってあたり、絶対に外部に漏洩することのないよう、秘密の保持に万全を期すこと。

(3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(4) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人(秘密情報を知得後退職した者も含む。)に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

(5) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。

(6) 委託者は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

12 個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、本業務により得られたデータ・情報等について、本件の目的以外に使用してはならない。また、本業務により得られたデータ・情報等の使用・保存には、細心の注意を持ってあたり、外部に漏えいすることのないよう万全の対策・体制を講じ、処分等については委託者と協議の上行うこととする。
- (2) 電子情報の取扱いに関して、受託者は、委託者と協議の上で「東京都サイバーセキュリティ基本方針(令和4年11月1日施行)」、「東京都サイバーセキュリティ対策基準」と同様の水準で情報セキュリティを確保すること。「東京都サイバーセキュリティ対策基準」は、契約後速やかに送付する。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより、委託者が被害を受けた場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は委託者が実際に被った損害額とする。
- (3) 個人情報の取扱いに当たっては、別紙「個人情報に関する特記事項」及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守すると共に、に別紙「EU一般データ保護規則(GDPR)等に関する取扱い」に従い個人情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な弁護士相談等の措置も受託者の負担にて講じること。

13 著作権等の知的財産権の取り扱い

- (1) 本委託において作成した全ての成果物において、その著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承諾なしに、本委託による成果物を、ほかに公表、貸与又は使用してはならない。受託者は、成果物の作成等に当たり映像、文献等を引用・使用する際には、著作権の使用許諾等に関し、受託者の責任と費用において、必要な処理を行わなければならない。本件委託においては、著作権、意匠権、知的財産権、肖像権等について処理済の素材を使用すること。また、著作物一覧(著作権者情報含む)を作成すること。
- (2) 本件委託に使用する映像、イラスト、写真、人物、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (4) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (5) その他、著作権等に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

14 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

15 再委託先の選定

受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するにあたっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。受託者は、協力会社が委託者の競争入札参加有資格者でない場合、委託者の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認すること。なお、協力会社の選定に係る経緯について説明を求められた際は、経緯を説明する書類を委託者に提出すること。

16 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素化合物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出すること。

17 その他留意事項

- (1) 契約金額には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、本委託の履行に必要な一切の経費（著作物に係る費用を含む）を含むものとする。
- (2) 受託者は、委託業務完了後に委託完了届を提出すること。適正な検査の終了後に受託者からの請求に基づき一括で支払をする
- (3) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、本仕様書の定めのほか、関係法令、条例、規

則等に従い、誠実に受託業務を処理すること。

(4) 本業務履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。この契約終了後も同様とする。

(5) 調達の際は、紛争や人権問題に加担していることが疑われる者や地域からの調達は避ける等配慮するよう努めること。

18 担当

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会
(東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内)

メール tokyobayesg2024@gmail.com